

伝えたいけど伝わらない 障がい者の「思い」に光を!

そくわんしょう 脊椎が曲がる「側弯症」をご存知ですか?

六月より始まりました市議員の二期目、本年は福祉環境常任委員会の副委員長を拝命しております。先の選挙でお約束させて頂いたとおり、障がい者の福祉充実が公約の一つでもありました。願ってもない役割を担わせて頂くこととなり「やる気」が漲っております。



市政報告

長瀬たけし

〈たけしレポート改題〉

第5号 平成27年11月15日発行
神戸市会自民党神戸議員団

〒650-0001 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市役所1号棟29階
TEL(078)322-6757 FAX(078)322-6758

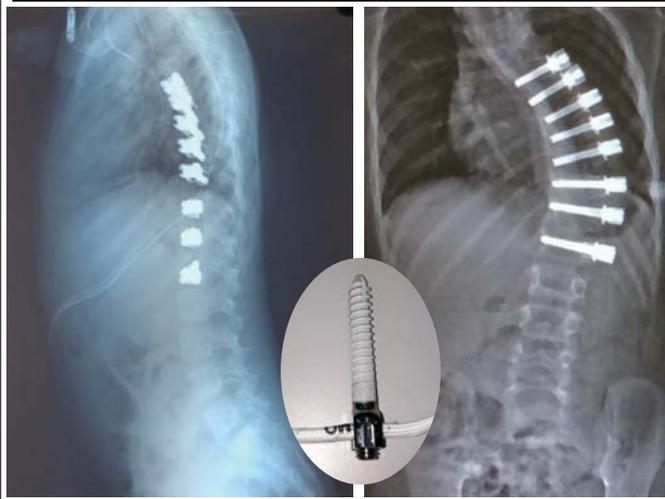
選挙のとき 宣伝車を追ってきた人が…

本年四月の統一地方選挙期間中に、とても印象深い出来事がありました。とある住宅街で助手席の窓を開けて精一杯の訴えをしていると、サイドミラーに車を追いかけて来る人を見つけたのです。私のはてっきり苦情を言われるものだと思い、降車して謝罪の準備をしていると、追いついた方は私より若い男性で、息を切らしながら「やっと追いつきました。何度も追いかけたのですよ」と仰って私の手を握ってこられました。この方を本紙面上ではAさんとさせて頂きます。

れしました。ほんの五分くらいの立ち話でしたが、私はこの時まで側弯症に関する知識はありませんでした。

お陰さまで当選させて頂き、早速Aさんと面談させて頂きました。お嬢さんは現在九歳で、三歳の頃から脊椎に側弯があったそうです。このような幼少期に発症するものを「早期発症側弯症」といい、体の成長にともなう急激に悪化、内臓を圧迫するなどして命を奪う危険性もあるそうです。八歳になる今日までに十四回に及ぶ入院治療を頑張つて、矯正ギプスなどを用いて側弯症と闘っておられました。

医学的に一般的な未成熟患者に対する手術では、ある程度成長するまでの時間稼ぎの治療法が選択され、思春期になってから側弯症矯正固定手術が行われるそうです。Aさんのお嬢さんは、生まれつ



お詫び

先の統一地方選挙におきましては、ひとかたならぬご支援ご協力を賜り、お陰さまで神戸市会議員二期目をスタートすることが出来ました。誠にありがとうございます。今般、かつて所属しておりました党派である自民党神戸において、政務活動費の不正流用が発覚し、私の名前も報道されるという事態となりました。

さる九月十八日に行われました査問におきましては、選挙応援等の名目で受け取ったもの、返金したものをすべて正直に申し上げます。また、私はそれらのお金が不正流用であった事は全く知る由もなく、明確に存知あげていなかった旨も申し上げます。報道内容は同様趣旨の一部が放送されたものでございます。

いかに知らなかった事とはいえ、不注意極まりなく折角応援して下さいました皆様方には誠に申し訳ございませんでした。ご心配をおかけ致しまして心よりお詫び申し上げます。

この上は、今回のことを深く肝に銘じて一層精進して参る所存でございます。斯かる責任は今後市会議員の職務を全力で全うして果たして参ります。

甚だ、厚かましい限りではございますが、なお引き続きのご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

季節柄どうぞ御身ご自愛下さいませ。まずは簡単ながらお詫び旁々ご挨拶申し上げます。

神戸市会議員 長瀬 たけし

き両腕に障害があるために、ずっと両足を使って生活してこられました。学校でも元気に学んでいて、普通の生活を送っています。

もし彼女に現在行われている側弯症手術を施してしまうと、背骨が固定され、以後足を使った生活動作が不可能になり、生活自体が全面的な介助なしには出来なくなってしまうというのです。

そこで、彼女には米国で開発された手術法が最も適していると医師から提案されました。この手術法はVBT手術(前方側弯矯正制動術)と呼ばれています。このお

同じ境遇にある子供たちとその親たちのために

五月になって「手術成功」の知らせをAさんから頂戴しました。術後の経過も良好で、予定より相当地早く退院できたそうです。その後ご両親に連れられて、お嬢さんが事務所を訪ねて下さいました。初めは少し照れながらお母様の後ろに隠れていましたが、すぐに学校でのことなどを話してくれまし

た。とても利発な女の子でした。私の目前で微笑むお嬢さんの脊椎は、VBT手術により人工靭帯とチタン製部材によって、側弯が矯正されています。

ところが、この素晴らしいVBT手術ではありませんが、まだ保険認可されていません。数百万円におよぶ治療費はすべて自費負担となります。お父様Aさんのご相談は、同じような両上肢障害児童に対するVBT手術を、経済的理由により断念せざるを得ない人を助けたというものでした。

お嬢さんの執刀医は、VBT手術の第一人者で名城病院整形外科・脊椎脊髄センターの川上紀明先生です。私もお目にかかってお話を伺いました。VBT手術に用いられる器具は米国食品医薬品局(FDA)の認証も得られておらず、それを我が国の医薬品医療機器総合機構(PMDA)が先んじて認証することはありえないので、保険認可されるまでには相当な時間がかかるということでした。その上で「機会を逸した患者に対する助成が、もし実現できるなら素晴らしい」と仰っていました。これはAさんの「助けてほしい」との思いを形にする上でも具体的な目標になります。

側弯症に悩む人はもっと多い?

川上先生のお話によると、VBT手術は両上肢障害患者にのみ有効

「側弯症」医療費助成推進にご理解をお願いします

なのではなく、年間五〇〇例ほどのVBT手術以外の手術を受けている側弯症患者の多くにも極めて有効な患者は相当数おり、その人たちの正しい診断を受けていない潜在的な患者は相当数おり、その人たちの何割かにも有効だということでした。

側弯症は進行すると患者の生活の質を著しく低下させますから、未然に防ぐことが出来るから医療費の抑制効果が期待できます。更に朗報として国内で想定よりは早くに治療が始まる可能性があるとの事です。

翻って神戸市の場合はどうなのでしょうか。残念ながら神戸市が今年度の予算で側弯症に対する助成をすることは出来ません。でもいつの日か実現できるために、先ずは神戸市保健福祉局に対して根拠のある数字を示して、知らせる必要があります。

山口由美先生に聞く「側弯症」

昨年の人工内耳への助成金創設などに尽力された西区選出の市議員山口由美先生に「側弯症」について伺いました。

長瀬議員には日頃から障がい福祉の充実に取り組んでいただき、また今回は側弯症に光を当てていただき、大変ありがたく思っています。私のような車椅子使用者にとっても側弯症は切実な問題で、障がいの先天性・後天性に関わらず、治療を必要とされる方は多いと推測されます。特に、側弯症の子ども達にとっては成長の過程での影響は計り知れないものであり、私も側弯症手術の一日も早い保険認可、助成制度の創設を切に願っています。



昨年人工内耳問題でお世話になった山口由美先生です。現在は障がい者の情報保障に関する勉強会でご指導いただいております。側弯症についても、川上先生を自民党会派にお招きする計画を立てて頂いております。

あると思います。それよりも市民の皆様に対してお知らせする必要がありそうです。遠回りの様ですが政策実現の燃料は市民ニーズ、これが第一なのです。Aさんの思いを少しでも実現に近づけるために、私もお手伝いをして参ります。先ずは「知ってみよう側弯症座談会」を実施します。ご興味がおありの方は是非ご参加ください。

決算特別委員会報告

くらしと住まいに焦点!

十月二日、二十六年度の決算を審査する決算特別委員会において、私は第三分科会の住宅都市局の審査を担当しました。主題は「くらしと住まい」として生活に密着した三つの問題について質しました

1 市内の空き家総数は十万八千戸(平成二十五年)老朽危険家屋をどうするのか?

人口減少に伴い、増加している空き家対策について、表題の数値は質疑の中で住宅都市局が明らかにしたものです。特に問題なのが老朽危険家屋です。東灘区内にも相当数あり、実際に「何とかしてほしい」という声が市民相談室にも寄せられています。神戸市は今後どのようにしていくかとしていくのでしょうか。

本年五月二十六日、国は「空き家対策特措法」を施行しました。この法律は老朽危険家屋を「特定空き家」に指定して、自治体による代執行などの対策を講じ易くすることを目的としています。この法律の最も大きな特徴は、固定資産税の納税台帳を活用することができるようになるという点です。所有者の実態について自治体が独自に情報を把握できるようになります。

また、空き家特措法の成立に際しては「隣地所有者との境界紛争を未然に防止するために必要な検討を行う」という付帯決議(参議院国土交通委員会)が採択されました。神戸市では条例に基づき、特定空き家の持ち主が判明すると専門家を派遣する制度がありますが、境界紛争を未然に防止するための専門家である「土地家屋調査士」を派遣できるように要望させて頂きました。今後は協議会などでの審議を経て実現すると思えます。

更に、「特定空き家問題」最大の課題は、「ごみ屋敷問題」との関わりです。ごみ屋敷は、そこに住む人が居なくなれば即「特定空き家」となるからです。しかし、住人がいる家屋に対して、住宅都市局では手が出せないのが実態なのです。ごみ屋



▲老朽家屋解体前
▲解体前



の課題は、「ごみ屋敷問題」との関わりです。ごみ屋敷は、そこに住む人が居なくなれば即「特定空き家」となるからです。しかし、住人がいる家屋に対して、住宅都市局では手が出せないのが実態なのです。ごみ屋

敷問題は環境局および保健福祉局が管轄となります。例えば「ある特定空き家の持ち主を探し出して改善勧告しようとしても、その人が認知症患者だった場合、成年後見制度などにより、契約行為等を可能にする手立

てが必要になる場合」等は保健福祉局が動かなければなりません。すなわち緊密な他局との連携が必要であり、調整役として人員を配置する必要があり

ます。これについて住宅都市局長は、重要性を理解したうえで検討するということでした。来年度予算の行く末を注視して参ります。

一方、空き家情報や埋設物情報を一元的に把握できるように、国土地理院の地理情報システム(GIS)に情報を落とし込んで、市民や事業者が活用できるように更なるサービスの拡充求めたところ、来年度予算化に向けた前向きな回答を得ました。

2 阪神電車の高架完成まで約六年となりました!

阪神電鉄連続立体交差事業について、いよいよ下り線の高架が姿を現しました。そこで完成後の在り方について質疑しました。

この工事が完成する約六年後には、北側に幅十メートルの新しい道路が整備されると共に、高架下には広大な未利用地が出現します。まず、この土地利用について住宅都市局の見解を質しました。

まず基本認識として、公共利用で済むのは事業によって生じる高架下の一五%で、残りの八五%は阪神電鉄が独自に決定できることとなっているということがあります。この一五%にあたる面積は深江・魚崎の間

で四一〇〇mほどになります。駐輪場整備に三八〇〇mが必要なので、公共利用できる残りの土地はわずかしかなりません。

駐輪場の在り方や高架北側の側道等について、今年の十二月中には住民アンケートを実施されることになっていきます。

これらの事から、今後は阪神電鉄との打ち合わせが大変重要となりますので、住宅都市局へは住民の意見を十分に反映したきめ細かい打ち合わせを強く要望しました。また、私自身も阪神電鉄へ赴き、意向を伺って参ります。

結果はフェイスブックおよび次号の市政報告に掲載させて頂きます。



深江

青木

さて、完成間近とは言ってもまだ六年も先の事です。沿線にお住まいの方や商店等のお仕事をなさっておられる皆様には、引き続きご迷惑をおかけする事になります。とりわけ工事現場の仮囲いは、商店の看板を隠してしまう等苦情の多い問題です。

私は約五年前、深江の踏切南東部の仮囲いについて、周辺商店の皆様のご意向を受けて、高さを一メートル低くする手続きをお手伝いしました。対象地区の沿線にお住まいの方全員にご承諾いただき、写真のように低くしてもらいました。また青木駅周辺には際立ってデコボコな仮囲いがあります。美観上も今後は事前に沿線の方々に配慮してもらわなければなりません。これら実情を示して質しました。

「仮囲いは、工事に伴い発生する騒音や粉塵対策として設置してあります。その仕様について基準はありません。景観やプライバシーにも配慮しながら、今後も高さを低くしたり、ネットフェンスや透明パネルに替えなどの対応を行っていききたい。」という答弁を得ました。

3 市営住宅などにおける「猫の餌やり」について

私が市民相談室でお聞きする問題の中で、解決策が見つからず深刻なご近所トラブルに発展する可能性があるのが「猫の餌やり」についてです。

猫が嫌いな方からも好きな方からも両方からご相談をお受けしています。そもそも市営住宅でのペット飼育は禁止されているにも関わらず、違反飼育方が後を絶ちません。住宅都市局としては、個別訪問による是正指導も行っているようですが、現実には追いついていないというのが実態です。

過去の市政報告に載せましたが、私自身も動物愛護の活動に携わった経験があり、少なからず関心を持っています。犬や猫が好きだからこそ、

自らの環境を考えて「飼わない」勇気を持つ方にも大勢お会いしてきました。そういう方の姿勢こそが、あるべき動物愛護の精神だと思っています。しかし実態はきれいな事では済みません。ルール徹底のために、違反者へは課徴金を課してそのお金を「地域猫活動」や掃除の経費に充当するのはいかがなものか提案しました。しかしながら、公営住宅の家賃の決定には、法の縛りがあり、現行法で無理ということでした。

神戸市には動物管理センターがあり、餌の主の分からない猫の殺処分を行っています。しかし、殺処分を目的として猫を捕獲してセンターに持ち込むと動物愛護法違反に問われる可能性があります。事実上猫の駆除はできません。現状では「地域猫活動」を実施して数を減らしていく

方法しかないのです。地域猫とは去勢や避妊手術を施し、地域で飼育するとう方法です。手術にたいする補助金は出ますが、その他の費用は地域で負担する必要があります。合意形成が難しく実施に至らない場合も多々発生しています。

この様な「行き止まりの猫政策」を、このまま放置しておく訳にはいきません。住宅都市局としては時代の要求に應える形で、ペット飼育可能な市営住宅の整備も始めているようですが、(北区と西区で六十九戸、神戸市全体の市営住宅は五二〇〇戸)抜本的解決にはつながりません。今後は住宅都市局のみならず保健福祉局へもあらゆる場面で解決を促してまいります。前述課徴金も含めた思い切った政策が必要なのです。

ハンター養成講習会を告知ですか

十月十六日、市営地下鉄・学園都市駅近くの会議室にて、神戸市産業振興局農政部が主催して開催された同会に、一般申し込みして参加しました。

昨年、区内に設置された有害鳥獣駆除のための作業場が、この地域にお住まいの皆様と区役所の意思疎通不足から問題化したことがありました。私の市民相談室にも撤去のご要望があり、解決のためにお手伝いをさせて頂きました。

このとき初めて東灘区内でも年間一〇〇頭前後のイノシシを捕獲している事実を知りました。そして実際に作業場へ足を運んだ折、猟友会の方にお話しを伺うことが出来ました。区内のイノシシやアライグマの捕獲を担う猟友会の会員は、高齢化により会員が不足しており、他区からの応援やボランティアによってかろうじて行われている事実、そしてあいまいな神戸市との契約状況や理解不足による偏見など、深刻な問題を教えて頂きました。

この作業場問題は他の場所に移設が完了して終息しましたが、諸問題は積み残されたままなので、本会議一般質問でも取り上げ当局の姿勢を質しました。

それ以来この問題を注視していたところ、ハンター養成講習会が開催されると知り参加させて頂いた次第です。

当日、会場に着いて驚いたのは、五十名ほどの定員が満員で少なからず女性の参加者もおられた事です。



講師は猟友会のハンターの皆様で、狩猟で使う模擬銃を用いて分かりやすく教えて頂きました。また市当局からは狩猟免許(銃猟とわな猟の二種類)を取得する場合の助成金制度等が説明されました。午後には多井畑にある射撃場へ場所を移して、実銃による射撃の模様を見学しました。

大変充実した内容で、期待以上のものでしたが、惜しいのは七月に行われる狩猟免許試験の前に開催した方が良かったのだと思います。参加者が北区や西区だった事です。東灘区は六甲山と住宅地が近接しており、イノシシなど野生生物との共存には多くの課題があります。前述の偏見などについても「知らない」ことが原因となっているものも多いのですから、東灘区などで開催して頂きたいと思いました。

十月三十日、自民党神戸市会議員 團からの市長要望が行われました。私は席上でこの二点を要望させて頂きました。久元市長からは「ハンター養成は私自身の思いもあって始めた事業でまだ二回目です。より効果を上げる方策を考える上で、時期や開催場所についても検討していきたい」との返答を得ました。私自身は来年度のわな猟免許を取得してみようと考えています。可能であれば狩猟の現場も体験したいと思えます。今後も引き続きフェイスブックや市政報告紙面でご報告して参ります。